

東広島市立小中学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する要綱の一部改正について

1 目的、概要

東広島市立小中学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する要綱（平成23年東広島市告示第107号）の内容と、遠距離のため通学支援を受けている児童又は生徒の実態との乖離を解消するため、所要の規定の整備を行う。

2 改正箇所について

東広島市立小中学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する要綱

	(新)	(旧)
条文	<p>第2条 市長は、住所地から当該住所地が属する学区（東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第19号）第2条に定める学区をいう。）に係る小学校又は中学校に通学している児童又は生徒（<u>同規則第4条の規定により所属学校（同規則第3条に規定する所属学校をいう。）以外の学校を通学すべき学校として指定を受けた児童又は生徒のうち、地理的条件その他通学の支援を行うことについて教育委員会がやむを得ないと認める事情により当該指定を受けたものを含む。</u>）のうち、通学に係る片道の距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以上、中学校にあってはおおむね6キロメートル以上である者で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「通学支援児童等」という。）に対し、次条に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 常態として公共交通機関を利用する者</p> <p>(2) 東広島市立小学校又は中学校の統廃合、移転等により通学に多大の不便をきたしている者であり、かつ、公共交通機関を利用することができない者</p>	<p>第2条 市長は、住所地から当該住所地が属する学区（東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第19号）第2条に定める学区をいう。）に係る小学校又は中学校に通学している児童又は生徒</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____のうち、通学に係る片道の距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以上、中学校にあってはおおむね6キロメートル以上である者で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「通学支援児童等」という。）に対し、次条に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 常態として公共交通機関を利用する者</p> <p>(2) 東広島市立小学校又は中学校の統廃合、移転等により通学に多大の不便をきたしている者であり、かつ、公共交通機関を利用することができない者</p>

	(3) 前号に該当しない者で市長が特に必要と認めるもの	(3) 前号に該当しない者で市長が特に必要と認めるもの
附則 3	<p><u>3 通学に係る片道の距離が第2条に規定する距離に満たない児童又は生徒のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、当分の間、この要綱の規定の適用については、通学支援児童等とみなす。</u></p> <p><u>(1) この要綱の施行日前に第3条各号に掲げる事業に準ずる事業の適用を受けていた児童及び生徒と同様の事情にある者</u></p> <p><u>(2) 第2条第2号に掲げる者であって、地理的条件その他の事情により特に通学の支援を行う必要があると認められるもの</u></p>	